

排水ポンプ場運転調整時の情報伝達

①停止・再開要請

・ポンプ運転の「停止」と「再開時」に武雄河川事務所よりポンプ管理者(市町又は県)へ連絡。

○停止要請時

- 1) 対象水位観測所(新橋、砥川大橋)でHWLに達した場合。
- 2) ある地点において破堤・越水の恐れがある場合。
- 3) ポンプ地点でHWLに達した場合に、ポンプ操作人、ポンプ管理者から武雄河川事務所に電話連絡があった場合。

○再開要請時

- 1) 水位が低下し、ポンプの運転再開が可能となった場合。

②事前連絡

・ポンプ運転の「停止の可能性がある」場合に①の停止要請の前に武雄河川事務所よりポンプ管理者(市町又は県)へ連絡。

- 水位予測により、対象水位観測所(新橋、砥川大橋)でHWLを超えることが確認された場合。

③情報提供

・②の事前連絡後に①の停止要請までの間に「水位状況」について情報提供を行うもので、武雄河川事務所よりポンプ管理者(市町又は県)へ連絡。

④情報提供

・②の事前連絡後にポンプ運転の「停止の可能性がなくなった場合」に情報提供を行うもので、武雄河川事務所よりポンプ管理者(市町又は県)へ連絡。